

監査品質の マネジメントに関する 年次報告書

2025年6月期（2024年7月～2025年6月）



ふじみ監査法人

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2025年6月期（2024年7月～2025年6月）

目次

INDEX

監査品質指標(AQI)サマリー ———— 03

Chapter

01 法人概要 ———— 05

トップメッセージ

監査品質向上に向けて

事務所概要

PURPOSE・MISSION・VISION・VALUE

Chapter

02 品質管理基盤 ———— 09

品質管理担当理事のメッセージ

品質管理に関する基本方針

品質管理システムに関する責任

職業倫理の遵守及び独立性の確保

契約の新規の締結及び更新

業務の実施

監査責任者の選任

情報と伝達

審査

品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

品質管理レビュー制度の概要

監査事務所間の引継

Chapter

03 組織・ガバナンス基盤 ———— 17

組織・ガバナンスに関する基本方針

社員紹介

組織図

Chapter

04 人的基盤 ———— 19

人的資源に関する基本方針

構成員の状況

人事評価制度

教育研修制度

その他

Chapter

05 IT基盤 ———— 23

ITに関する基本方針

IT管理部の役割

情報セキュリティ

電子監査調書システム(CaseWare)

VDI(仮想デスクトップ)の導入

その他のIT基盤の整備

Chapter

06 財務基盤 ———— 25

財務指標

報酬依存度

Chapter

07 国際対応基盤 ———— 26

国際的グループへの加盟

国際業務の対応

監査法人のガバナンス・コードの対応状況 — 27

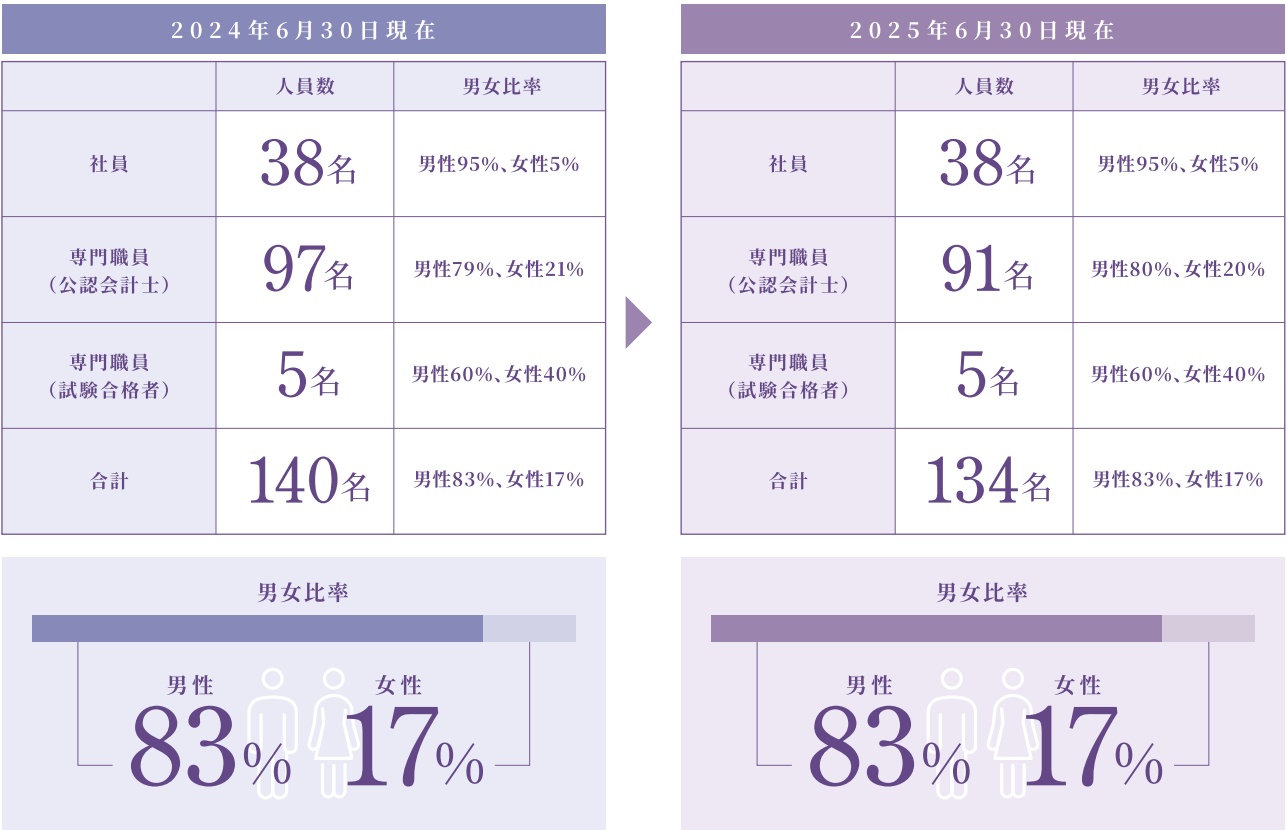
監査品質指標（AQI） サマリー

Audit Quality Indicator (AQI) Summary

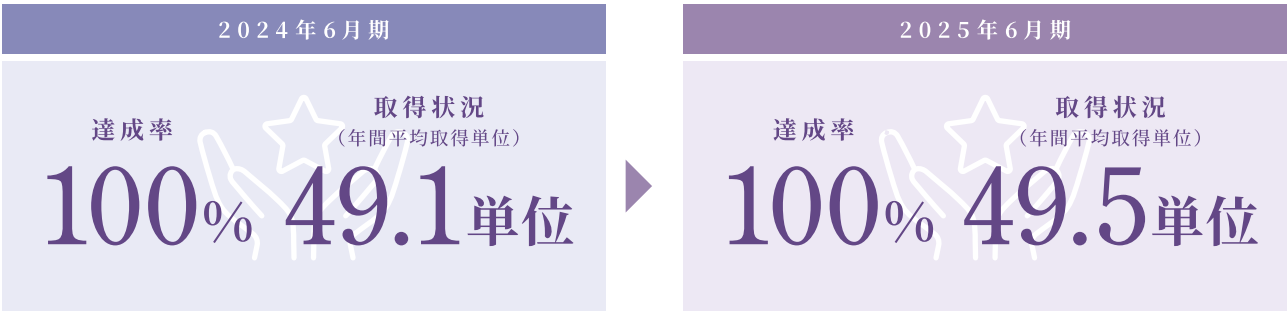


◆ 人的基盤

● 職種別人員数



● CPD達成状況

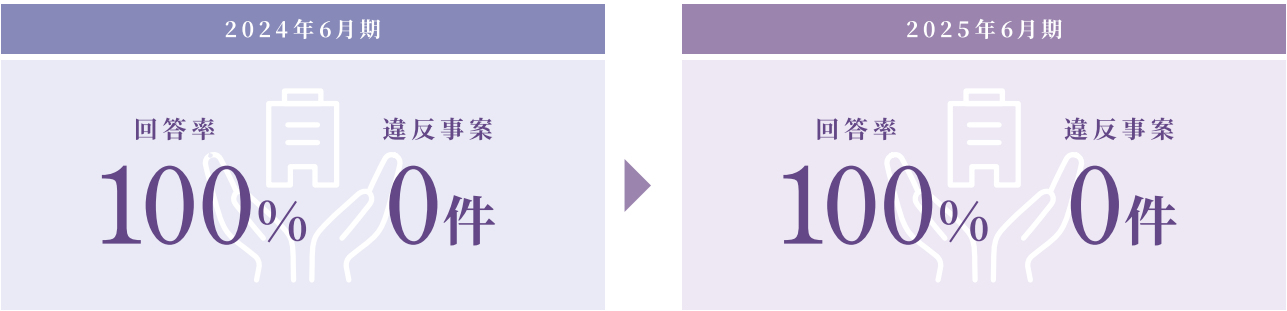


◆ 品質管理基盤

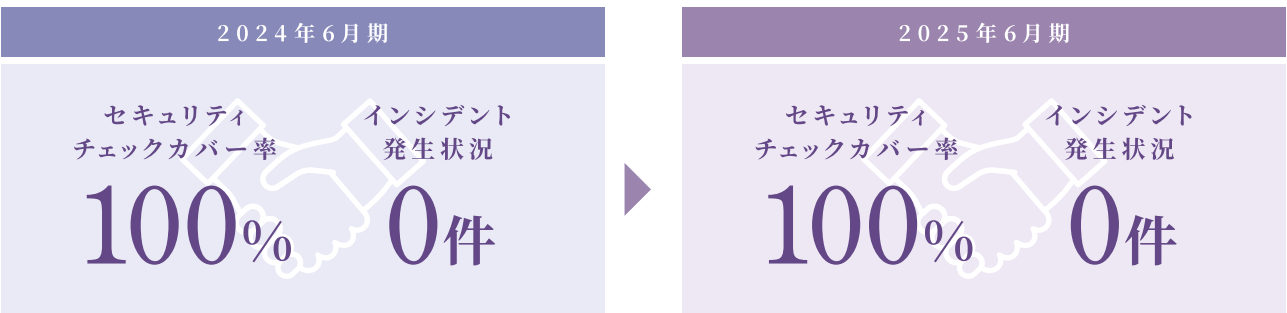
● 完了した監査業務の検証状況



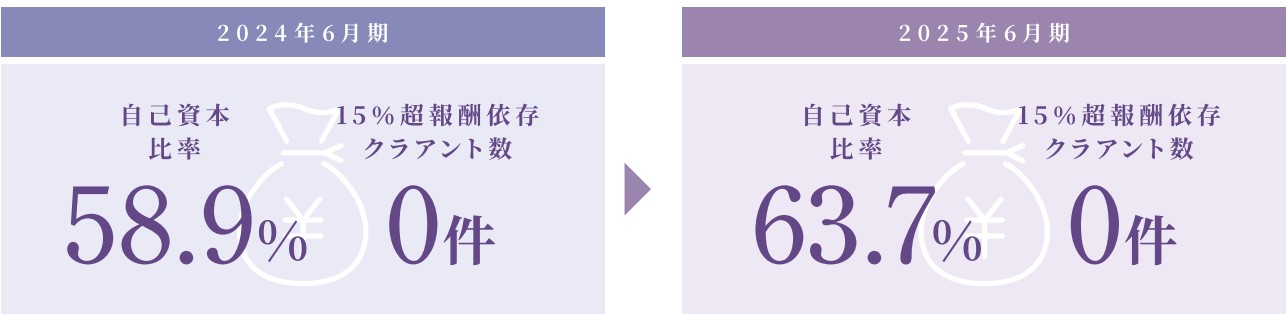
● 独立性、インサイダーチェック状況



◆ IT基盤 セキュリティ実施状況



◆ 財務基盤



01

法人概要

Corporate overview

ふじみ監査法人は、名古屋監査法人・青南監査法人・双研日栄監査法人の三法人が統合し、2023年10月に新たな歴史を刻み始めました。私は当法人として3年目を迎えるにあたり、新たな時代の舵取り役として、2025年8月に理事長に就任いたしました。

私たちの法人名称「ふじみ」には、日本のシンボルでもある富士山を仰ぎ見る「富士見」の心、そして古くから日本人に親しまれていた藤の花を愛でる「藤見」の意味が込められています。自然や文化を大切にする日本人の心情に寄り添い、誠実で丁寧な仕事を重ねながら、世界と日本をつなぐ架け橋となることを目指しています。日本が持っている良さを認識しつつ、異なるバックグラウンドや価値観にも寛容であり、対話を重ね、和の心を持ったインクルーシブな組織でありたいと願っています。

また、私たち「ふじみ監査法人」は、人間の知性の力を信じています。人間の知性とは、単なる知識の集積ではなく、確かな知識を前提にした上での真理を見極める洞察力、他者を理解する共感力、未知に挑む創造力の結集であり、社会を前進させる原動力です。AIやテクノロジーが急速に進化する今こそ、私たちはこの知性を磨き、共に進化させながら、社会を勇気づけ前進させていく必要があるのです。今一度、私たちは立ち止まり、私たちの力を信じ、私たちの存在意義を再認識すべきと考えています。私たちのパーパス（存在意義）である『Our Human Intelligence Encourages the World』（私たち人間の知性で社会を勇気づけ前進させよう）には、そのような想いが込められています。

私たちの使命（Mission）は、あらゆる英知を結集し、会計を事業の言語として機能させることにより、公正で

信頼できる社会の実現に貢献することです。私たちの考えの中に、会計は単なる数字の羅列ではなく、企業が社会と対話するための「言語」であるという「会計言語説」という考え方があります。経営者、投資家、従業員など多様な利害関係者の間で共通の理解を形成するための普遍的な手段であり、企業の経営成績や財政状態を最も的確に表現します。この「会計という言語」が誤解なく正確に伝えられるよう担保することこそ、公認会計士の使命であり、監査法人の社会的責任と考えています。さらに、サステナビリティや非財務情報の信頼性確保に向けた保証業務にも積極的に取り組み、社会的信頼の向上に寄与していくことが重要と考えています。

昨今の監査法人を取り巻く環境は大きく変化していると認識しており、社会からの期待に応えつつ「ふじみ」らしさを探求し、「魅力ある業界」の実現ひいては経済社会の発展へ尽力する所存です。ふじみ監査法人は、和の心を持ちつつ、国際的な視野と革新の精神をもって、変化を恐れず挑戦を続ける監査法人でありたいと考えています。今後も会計を事業の言語として機能させることを通じて、社会に誠実に貢献し、クライアントをはじめとするあらゆるステークホルダーとともに成長しながら、健全で持続可能な経済社会の実現に尽力してまいります。

ふじみ監査法人

理事長 國井 隆

（2025年8月就任）



1 トップ メッセージ

2

監査品質向上に向けて

— 信頼の礎としての品質 —

Message from the Quality Management Leader - Upholding Trust through Quality

私たち「ふじみ監査法人」は、あらゆる英知を結集し、会計を事業の言語として機能させることを通じて公正で信頼される社会の実現に貢献することを使命としています。この理念は、私たちのパーパスである“ Our Human Intelligence Encourages the World（私たち人間の知性で社会を勇気づけ前進させよう）”にも通じています。監査の品質は、まさに私たちの知性と私たちの使命の融合点にあり、私たちの持っている知性を最大限に発揮して私たちの使命を達成することが重要なことと考えています。監査の品質とは単なる手続や制度ではなく、真理を見極める洞察力、他者を理解する共感力、未知に挑む創造力に基づく人間の営みをもって成り立ち、信頼の根幹をなすものです。すべての監査業務において、私たちの持っている英知を結集し品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、洞察力・共感力・創造力をもって監査業務を遂行し、高い

レベルでの監査の品質を保持することは、当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、品質管理を実施しています。この基本姿勢は、あらゆる局面で最優先されるべき原則であり、全てのパートナーと職員が共有すべきValue（行動指針）の源です。品質管理は形式的なルールの遵守ではなく、組織文化そのものとして根付かせるべき価値であると私たちは考えています。監査の品質管理の実効性は、あらゆる現場の一人ひとりの意識により具現化されるものと考えています。監査は、社会から委ねられた公共的責任であり、高いレベルの品質の保持と向上はその信頼への応答です。今後も、品質管理最高責任者としての役割を果たしつつ、不断の改善と対話を重ね、信頼される品質（Trusted Quality）を未来に継承してまいります。

理事長 國井 隆 副理事長 魚住 康洋

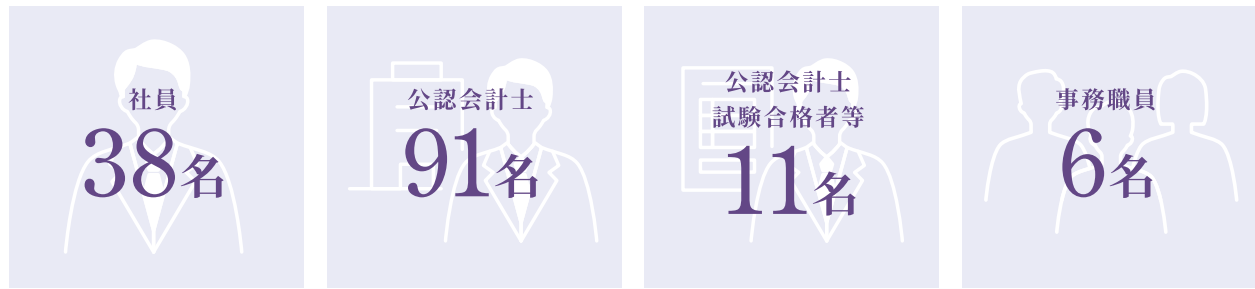
3

事務所概要

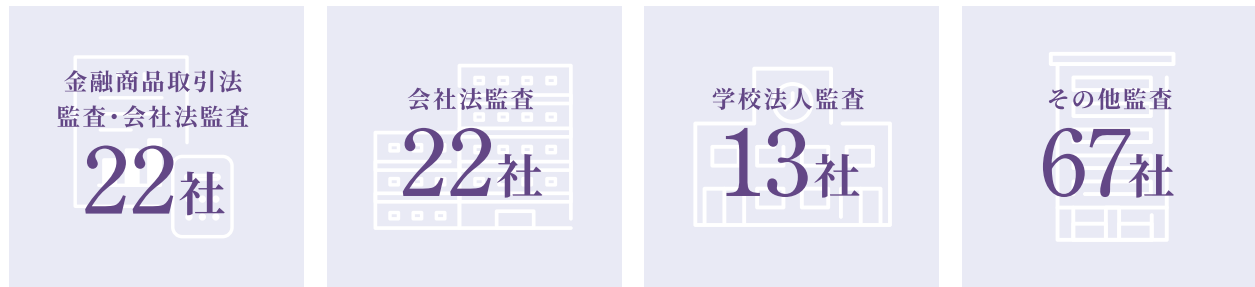
法人案内

法人名	ふじみ監査法人（Fujimi Audit Corporation）
所在地	〔東京事務所〕 東京都中央区日本橋室町四丁目4番3号 喜助日本橋室町ビル3階 〔名古屋事務所〕 愛知県名古屋市中区栄三丁目6番1号 栄三丁目ビルディング11階
理事長	國井 隆（2025年8月より）
構成員数	146名（2025年6月30日時点）
沿革	1980年 3月 名古屋監査法人 （旧監査法人朝見会計事務所）設立 1981年 12月 青南監査法人 設立 1983年 5月 監査法人双研社 設立 1988年 2月 日栄監査法人 設立 2019年 10月 双研日栄監査法人 合併 2023年 10月 ふじみ監査法人 合併
登録	日本公認会計士協会 上場会社等監査人登録制度 登録
海外提携先	BKR international Independent Member であり、公認会計士法上のネットワークファームではありません。

● 構成員数 内訳



● クライアント数



（2025年6月30日時点）

PURPOSE

存在意義

Our Human Intelligence Encourages the World

「私たち人間の知性で社会を勇気づけ前進させよう」

人間の知性とは、単なる知識の集積ではなく、真理を見極める洞察力、他者を理解する共感力、そして未知に挑む創造力の総和と考えています。私たちは、この知性を育みAIやテクノロジーと共に進化させ、世界を勇気づけ、社会に貢献し続けていきます。

Human intelligence is not merely the accumulation of knowledge, but the harmony of insight, empathy, and creativity. We will continue to nurture this intelligence and evolve it together with AI and technology, encouraging the world and contributing to society.

MISSION

私たちの使命

私たちのあらゆる英知を結集し、会計を事業の言語として機能させることを通じて、
公正で信頼できる健全な社会の実現に貢献する。

VISON

私たちのありたい姿

専門家としての誇りを持ったプロフェッショナル集団

昭和25年(1950年)に設定された監査基準の前文で「監査は、何人にも容易に行いうる簡単なものではなく、専門能力と実務上の経験とを備えた監査人にしてはじめて、有効適切にこれを行うことが可能である」と述べています。私たちは専門家としての誇りを持ち、日々研鑽を積み、高品質の監査を担うプロフェッショナル集団を目指します。

信頼されるプロフェッショナル集団

「ふじみ監査法人」は日本のシンボルでもある富士山に由来します。鍛錬された知性を持ち、かつ、和の心をもって誠実で丁寧な対応を常に心がけ信頼されるプロフェッショナル集団を目指します。

共に成長できるプロフェッショナル集団

会計監査は単に会社の作成した決算書の正誤を判断するだけではありません。監査を通じて会社の声に耳を傾け、健全な会社の成長を促すことも重要な役割だと考えます。私たち自身の切磋琢磨だけでなく、あらゆるステークホルダーと共に成長できるプロフェッショナル集団を目指します。

VALUE

私たちの行動指針

【 コミュニケーションの充実 】 Communication

監査(audit)の語源は「audio」(聴くこと)から派生したものとされています。監査の基本に立ち返り、相手の声に耳を傾け、対話を通じてあるべき姿を議論していきます。

【 継続した知識のインプットと実務での実践 】 Practice

会計・監査のルールは時代とともに変化していきます。日々更新される知識をアップデートするとともに実務へ適切に反映させていきます。

【 最先端技術へのキャッチアップ 】 Catch Up

情報技術をはじめとする最先端技術はあらゆる業界でイノベーションを起こしています。常に向上心・知的好奇心を保持し監査業務を効率的かつ効果的にするこれらの技術を適時適切に取り込んでいきます。

【 国際的な視野 】 Perspective

多様性の理解と尊重、グローバルな課題への意識、国際的コミュニケーション能力の向上を通じて、グローバルな視点での意思決定ができるように、国際的な視野を意識したバランス感覚を持続けます。

02

品質管理基盤

Quality control platform



1

品質管理担当理事の メッセージ

近年、原材料価格の高騰や人手不足、脱炭素化、気候変動など企業等の取り巻く環境は大きく変化するとともに複雑化しています。そのような中、企業等においては、ガバナンス体制の一層の強化や開示の充実などが求められ、それに合わせるように監査法人に対して監査品質の管理体制の一層の強化が求められるようになりました。

当法人では、そのような環境変化に対応すべくガバナンス体制の一層の強化や品質管理に関する規程・細則・マニュアルの継続的な改善を行い、監査品質の向上に努めています。

一方で、監査品質に関する環境が変化していく中においても、当法人の経営理念である「会計を事業の言語として機能させる」という思いは変化させることなく、取り組んでいきたいと考えています。その実現に向けて努力することが、監査品質の向上にもつながっていくものと考えています。

監査品質の継続的な向上のために、当法人では、法人内外を問わず「コミュニケーション」「信頼関係」を大事にし、法人内外との自由闊達な議論を通して共通の価値観を共有していきたいと考えています。

2

品質管理に関する基本方針

当法人における業務の品質の管理に関して、その信頼性を確保するために、品質管理システムを整備運用しております。具体的には、以下の事項について合理的な保証を提供することを目的としております。

当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

当法人は、業務の品質の管理について合理的な保証を提供するためにリスク・アプローチを適用し、品質管理システムの構成要素(①監査事務所のリスク評価プロセス、②ガバナンス及びリーダーシップ、③職業倫理及び独立性、④監査契約の新規の締結及び更新、⑤業務の実施、⑥監査事務所の業務運営に関する資源、⑦情報と伝達、⑧監査事務所間の引継)ごとに監査の品質目標を設定するとともに品質リスクを識別し、当該品質リスクに対処するための方針及び手続を定め運用しております。



3 品質管理システムに関する責任

当法人は、理事長が品質管理システムに関する最高責任を負い、品質管理担当理事が、品質管理システムの整備及び運用（独立性に係る要求事項の遵守を含む）に関する責任を負い、内部監査室長が、モニタリング及び改善プロセスに関する責任を負うこととしております。理事長は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを示すようにしております。

最高責任者	理事長
品質管理システムの整備 及び運用に関する責任者	品質管理担当理事
モニタリング及び改善 プロセスに関する責任者	内部監査室長

4 職業倫理の遵守及び独立性の確保



職業倫理の遵守

「品質管理規程」等において、倫理規則等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。また、意識を高める取り組みとして、法令順守及びインサイダー取引防止に関して、毎期「誓約書」の提出を義務付けております。



独立性の確保

「品質管理規程」等において、倫理規則等に基づき、独立性に関する方針及び手続を定めており、毎年定期的に「独立性チェックリスト」を用い、全ての専門要員及び一般職員に対し、独立性の確認を行っております。



ローテーション

監査責任者及び審査担当者のローテーションについては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠して規程を定めております。当該規程において、公認会計士法に定める大会社等に該当する監査業務の監査責任者及び審査担当者に、一定期間のローテーション（継続関与期間とクーリングオフ期間）を義務づけております。



兼業・副業

構成員の兼業・副業については監査業務以外の業務を行うことによるメリット（知識の習得等）に鑑み、認めています。ただし、利益相反や独立性については、抵触していないことを定期的に確認するようにしております。

● 独立性、インサイダー
チェック状況

回答率
100%
違反事案
0件

5 契約の新規の締結及び更新

「品質管理規程」等において監査契約の新規締結又は更新に関する方針及び手続を定めており、独立性に関する事項、監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、会社の財政状態及び経営成績、関与先の誠実性、内部統制の状況、経営上の課題、監査報酬等を総合的に評価して、その評価結果をもとに理事会の承認をもって、監査業務に係る契約の締結又は更新の可否を決定しております。

6 業務の実施

「品質管理規程」等において、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めております。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指揮、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含めております。また、当法人では、被監査会社のCEO・CFO等の経営幹部との間で定期的に深度ある意見交換を行うとともに、必要に応じて個別のテーマに関する意見交換を行っています。また、監査役等とは、監査上のリスクや検出された留意事項等について議論を尽くしています。さらに、監査現場における会社担当者とも十分に意見交換や議論を行っております。

専門的な見解の問合せ

「品質管理規程」等において、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めております。監査責任者又は審査担当者が細則で定める事象に該当すると判断した場合に、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問い合わせを行い、入手した見解を検討しております。専門的な見解の問合せ先の選定は、審査部が行っており、審査部は専門的な問合せ先として適切であるか、過去の経験や能力、適性などを評価した上で選定しております。専門的な見解の問合せは、専門的な見解の問合せを行った事項の内容並びに専門的な問合せの結果、当該事項に関して行った判断とその根拠、得られた結論及びその対処について理解できるように、監査調書に十分かつ詳細に記載することとしております。

監査上の判断の相違

「品質管理規程」等において、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、理事会に報告し、理事会において解決するための適切な措置をとることとしております。

監査調書の管理等

「品質管理規程」等において、監査調書の管理等に関する方針及び手続を定めております。監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめ、監査報告日から60日程度を超えない日までに整理を完了することとしております。監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するよう管理しております。



7 監査責任者の選任

監査責任者の選任は、理事会決議により行っております。監査チームの編成は、各監査責任者の判断に任せており、監査責任者が責任を負うこととしております。また、監査チームの編成にあたり、能力、経験、独立性を有し、十分な監査時間を確保できる実施者を選任しております。

8 情報と伝達

情報と伝達に関する品質目標の設定

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために以下の品質目標を設定しております。

1	情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持すること。
2	当法人の組織風土が、専門要員と当法人との間及び専門要員間で情報を交換する責任を認識させ強化するものであること。
3	監査チームを含む当法人全体で関連性のある信頼性の高い情報が以下のように交換されること。 ① 専門要員と監査チームに情報が伝達されており、また当該情報の内容、時期及び範囲は、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する責任を理解し、果たす上で十分である。 ② 専門要員及び監査チームは、品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に、当法人に情報を伝達する。
4	関連性及び信頼性の高い情報が以下を含め外部の者にも伝達されること。 ① 当法人から当法人のサービス・プロバイダーに対して情報が伝達される。該当がある場合、当該情報は、サービス・プロバイダーが、それらによって提供される資源に関する責任を果たすことを可能にする。 ② 法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合又は外部の者の品質管理システムに対する理解を支援するために、外部にも情報が伝達される。

当法人の内外からの情報収集

専門要員から当法人に対し伝達すべき情報の内容を、「品質管理規程」等で定めており、当該規程等に基づき運用しております。また、当法人では、当法人の内外からの情報を適切に収集するため、当法人のホームページに「監査ホットライン」を設置しております。当該情報については、「品質管理規程」等に基づき運用しております。

監査役等との品質管理システムに関する協議

当法人は、監査マニュアルにおいて、監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容等について定めております。

外部の者への品質管理システムに関する情報の提供

外部の者への情報提供に係る内容等の方針又は手続については、「品質管理規程」等に定めており、当該規程等に基づいて運用しております。

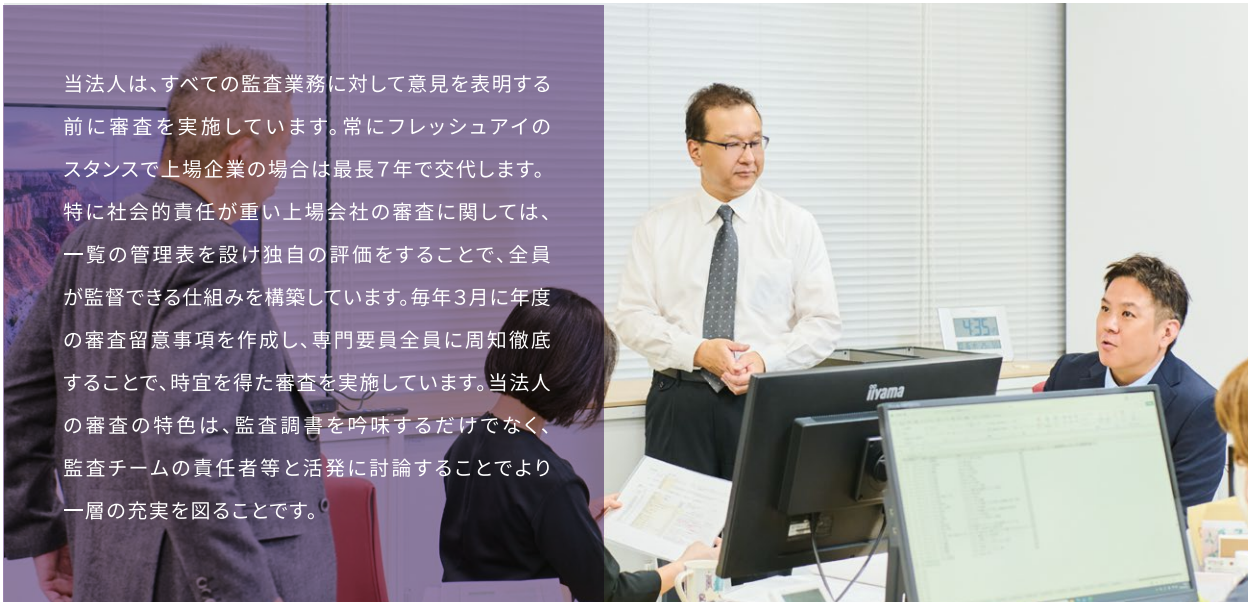
透明性の確保

当法人は、ホームページに品質管理に関する事項を公表することで透明性の確保に努めております。

9 審査

「審査規程」及び「審査に関する細則」において、審査に関する方針及び手続を定めております。

審査担当者は理事会で選任し、全ての監査業務を対象として、監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っております。また、審査担当者は、当該審査対象監査業務に関与しない社員の中から、監査責任者として審査対象監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限を有する者で、かつ公認会計士の資格取得後5年以上の監査実務経験を有する者を選任しております。当法人で定めている「重要審査事項」に該当する場合または監査責任者と審査担当者との間で監査上の判断が相違した場合には、審査部長に報告し、審査部が必要と判断した場合には、理事会において審査を行うこととしております。



当法人は、すべての監査業務に対して意見を表明する前に審査を実施しています。常にフレッシュアイのスタンスで上場企業の場合は最長7年で交代します。特に社会的責任が重い上場会社の審査に関しては、一覧の管理表を設け独自の評価をすることで、全員が監督できる仕組みを構築しています。毎年3月に年度の審査留意事項を作成し、専門要員全員に周知徹底することで、時宜を得た審査を実施しています。当法人の審査の特色は、監査調書を吟味するだけでなく、監査チームの責任者等と活発に討論することでより一層の充実を図ることです。

10 品質管理システムのモニタリング 及び改善プロセス

「品質管理規程」等において、品質管理システムに関するモニタリング及び改善プロセスに関する方針及び手続を定めております。

当法人では、品質管理システムのモニタリングを行うために内部監査室を設けており、内部監査室の担当者は、当法人が定める品質管理システムが適切に整備運用されているかを日常的にモニタリングし、定期的に監査業務の実施状況を検証しております。内部監査室の担当者は、モニタリング活動によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて適切な措置をとり、その結果は、定期的に社員会にて報告することとしております。

また、当法人の内外からの通報等によりもたらされる疑義等に関する情報については、品質管理部を窓口として適宜対処しております。

● 品質管理システムの評価結果

当法人は、2025年6月末を基準日とする評価を実施した結果、「品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を提供している」と結論づけております。

● 完了した監査業務の検証状況

2024年6月期終了事業年度の被監査会社			2025年6月期終了事業年度の被監査会社		
検証実施件数 25件	重要な不備事項 とした件数 0件	業務執行社員 カバー率 80% (28名/35名中)	検証予定件数 24件	重要な不備事項 とした件数 0件	業務執行社員 カバー率 74% (26名/35名中)

11 品質管理レビュー制度の概要

日本公認会計士協会が実施する品質管理レビュー制度は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行うリスク評価プロセスを含む監査の品質管理システムの整備及び運用の状況について確認する制度であり、日本公認会計士協会の自主規制の一貫として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じて改善が勧告されます。

品質管理レビュー報告書の交付年月
2024年2月に、「品質管理レビュー報告書」を受領いたしました。
品質管理レビューの通常レビューの実施結果
「重要な不備事項のない実施結果」でした。

12 監査事務所間の引継

当法人は、前任監査人及び後任監査人になる場合の双方において「監査マニュアル」に基づき引継ぎ業務を実施しております。

なお、不正リスク対応基準が適用になる監査業務の引継ぎにあたっては、「品質管理規程」等に基づき、監査チームが実施した評価内容が適切であるかを品質管理責任者が確かめることとしております。



03

組織・ガバナンス基盤

Organizational and governance foundation

① 組織・ガバナンスに関する基本方針

当法人では、全ての社員により構成されている「社員会」を最高意思決定機関とし、その下に社員会において社員の中から選任された理事8名で構成される「理事会」を設け、機動性のある意思決定ができる体制としております。

社員の加入にあたっては、監査実務に精通しているのみでなく、マネジメントやコミュニケーション等の能力の有無についても十分な検討を行っています。当法人は監査業務遂行の遂行にあたり、適切な規模を維持しており、組織運営の肥大化、複雑化のデメリットが生ずる状況にはありません。日常業務の運営方針は理事会の合議で機動的に決定し、重要規程の改廃や社員の加入等の重要事項は社員会で決定しております。

社員会は原則として年1回、理事会は原則として月1回開催していますが、必要な場合には臨時に開催して重要事項の決議や業務内容の報告を行い、組織的な運営を確保しております。

また、2025年6月期より、独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する第三者の知見を活用することとし、外部アドバイザー（弁護士）が理事会に出席し、より健全な法人運営を実行しております。

理事会開催状況

2024年6月期		2025年6月期	
定時	臨時	定時	臨時
12回	3回	12回	7回

外部アドバイザー紹介



弁護士
桐生 貴央

1967年 神奈川県相模原市生まれ
1991年 早稲田大学法学部卒業
1995年 早稲田大学大学院法学研究科
前期博士課程修了（法学修士）
1995年 司法試験合格
1998年 弁護士登録
2007年 広尾総合法律事務所開設
2012年 東京簡易裁判所調停委員
2014年 神奈川弁護士会に登録変更
2016年 相模原市大規模小売店舗立地審議会委員
（6年間）
2017年 神奈川県弁護士会相模原副支部長
（2年間）
2019年 神奈川県弁護士会相模原支部長
（2年間）
2022年 神奈川県弁護士会綱紀委員
（現在に至る）

② 社員紹介



理事長 國井 隆



副理事長 魚住 康洋



理事 烏海 美穂



理事 渡辺 篤



理事 森永 剛史



理事 箕輪 光紘



理事 別所 幹郎

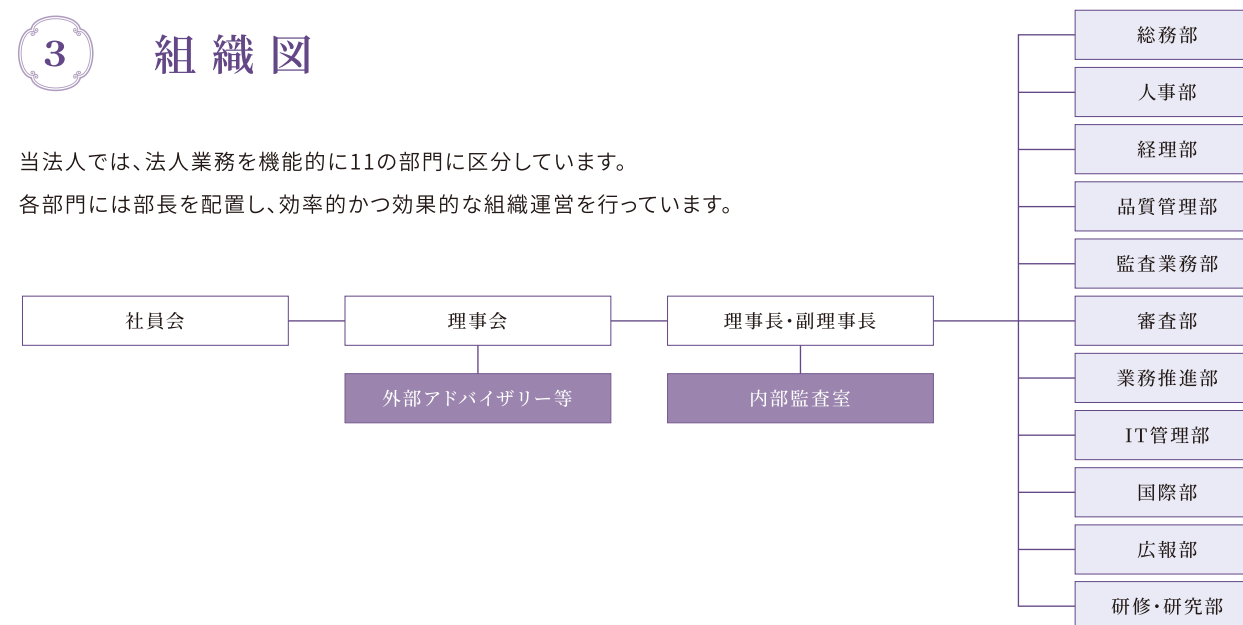


理事 山脇 草太

中田 恵美	吉澤 秀雄	山田 浩一	貴志 豊	上野 正仁	渥美 龍彦	腰越 勉	大野木 猛
横見瀬 春樹	森 隆男	小平 修	渡辺 邦厚	齋藤 敏雄	松本 次夫	今井 清博	山本 真由美
内田 智	井上 敦	大西 正己	濱島 能文	稲垣 愛子	村田 俊祐	前川 健嗣	増田 智洋
川名 信也	原山 公男	淡路 洋平	久留島 光博	松田 真志	久世 将吾	市川 泰孝	

③ 組織図

当法人では、法人業務を機能的に11の部門に区分しています。
各部門には部長を配置し、効率的かつ効果的な組織運営を行っています。



04

人的基盤

Human base



① 人的資源に関する基本方針

当法人では以下の人的資源に関する基本方針のもと、高品質な監査業務を実現し持続可能な成長ができるものと考えております。

1 人材の採用と育成、能力開発

当法人では優れた人材を確保し、その能力を最大限に発揮させるため新入職員からベテランまで継続的な教育・研修制度を提供し、専門知識やスキルの向上を支援しております。

2 評価と報酬の公平性

当法人では職員の成果を公正に評価し、適切な報酬を提供するために、成果主義に基づいた評価制度を導入し、職員が自己成長やキャリアの発展を実感でき、常にモチベーション高く業務に臨める環境を整えております。

3 コミュニケーションとフィードバックの重視

当法人では職員とのコミュニケーションとフィードバックを重視し、定期的な面談やアンケートを通じて、職員の声を受け入れ組織全体の改善に活かしております。

4 働き方の柔軟性

当法人では兼業・副業を認めております。兼業・副業を認めることで職員は自分の興味や能力に基づいて多様な知識・経験を得ることができ、組織全体の成長と発展に貢献する人材育成が実現できるものと考えております。

② 構成員の状況

人材の確保については、人事部を中心に人材紹介会社等を利用するとともに、在籍職員からの紹介等により大手監査法人退職者等の中途採用を実施しております。

当法人の構成員の状況は、以下のとおりです。構成員は、様々なバックグラウンドを持った人材で構成されています。

● 人員数、会計士年数、勤続年数、男女比率（2025年6月30日現在）

	人員数	会計士年数(平均)	勤続年数(平均)	男女比率
社員	38名	25.7年	20.9年	男性95%、女性5%
専門職員(公認会計士)	91名	19.4年	9.2年	男性80%、女性20%
専門職員(試験合格者)	5名	—	2.4年	男性60%、女性40%
合計	134名	20.8年	12.3年	男性83%、女性17%

● 日本の公認会計士に加えて保有している主な資格

不動産鑑定士	2名	行政書士	1名	システム監査技術者	1名
弁護士	1名	公認システム監査人	2名	公認不正検査士	1名
社会保険労務士	2名	公認情報システム監査人	1名	米国公認会計士	1名

④ 教育研修制度

当法人では継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるため以下の方法により教育研修を実施しております。

日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度（CPD）

必修の研修項目を設定し履修を義務付けるとともに、法人として必要と定めた単位について履修状況を定期的に確認し徹底管理を行っております。

全体研修

「監査の品質管理」「不正事例研究」等のテーマを定め、毎年7月と1月の年2回に専門要員全体向けの集合研修を実施するとともに、監査法人外の適格者を講師として招聘した全体研修会を実施しております。

ゼミ研修

法令・基準等の改訂や情報セキュリティ等のテーマにつき造詣が深い監査法人内外の講師によるゼミ形式のグループ研修を年に複数回実施し、日々研鑽を図っております。

ゼミ研修の実施回数

23回

（2024年7月1日～2025年6月30日）

CPD達成率 2025年6月期

達成率

100%

取得状況
（年間平均取得単位）

49.5単位

⑤ その他

当法人では日常の監査業務の他に事務職員含むすべてのメンバーのコミュニケーション充実のために野球大会やフットサル大会への参加、法人内でのゴルフコンペ、日本酒を嗜む会や音楽会の開催を積極的に実施しています（すべて任意参加）。仕事以外での交流を通じてチーム力の強化、開放的な企業文化の醸成を目指しています。



③ 人事評価制度

当法人の専門要員の評価については、社員及び専門職員の職階別に、誠実性や公正性、品質管理及び職業倫理の遵守状況、貢献意欲と担当業務の遂行状況、専門的能力、専門知識の習得状況、協調性等を総合的に勘案して評価することとしております。

1

社員の評価にあたっては、専門知識の習得状況等を把握するために定期的な面談を実施し、総合的に評価しております。評価結果は業務執行社員、審査担当社員を決定する際の参考にしております。

2

専門職員の評価にあたっては、専門知識の習得状況等を把握するために定期的なアンケート及び面談を実施し、総合的に評価しております。評価結果はアサインを決定する際の参考にしております。

05

IT 基盤

IT infrastructure

① ITに関する基本方針

当法人は、従前からのExcel,Word,PDFファイルを中心にした電子監査調書システム（CaseWare）の利用やAWS(Amazon Web Services)のWorkSpacesを利用したVDI（仮想デスクトップ）を導入済みであります。ジェネレーティブAIやDoT（Deep Learning of Things）などの新たなIT技術の研究・研修や人工知能アルゴリズムに代表される新しいITの基礎的素養やその前提となる数学的素養の研鑽を通じてIT基盤の整備・拡張・充実を図っていきます。特にジェネレーティブAIについては、デジタル庁から公表されている「データガバナンス」やAI新法である「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」も考慮しつつ、セキュアな環境での利用について研修を通じて推進しています。また、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）とAIを組み合わせたIA（インテリジェント・オートメーション）についても研修等を通じて監査の現場での積極的な導入を図っています。他方、セキュリティレベルの維持・向上を図りつつ、従前からある紙印刷物の五感への訴求力との調和も進めていきたいと考えています。

② IT管理部の役割

IT管理部は、当法人の情報システムに関する全般的な開発・運用・管理を行っています。6名のメンバーで構成されるIT管理部は、日々のIT管理を行うとともに、ITゼミ研修を企画しており、2025年6月期においては、12回の研修を実施しました。



③ 情報セキュリティ

当法人が社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施するためのポリシーを明確にすることを目的として、すべての社員及び職員が情報セキュリティの重要性を認識した上で遵守すべき方針として、セキュリティ・ポリシーを定めています。さらにセキュリティ・ポリシーの実効性を担保するために、具体的な「情報セキュリティ対策基準」を策定し、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、社員及び職員等行動基準などを定めています。また、万が一のインシデントに備えるべく、情報漏洩時の対策として、インシデントレベルに応じた対応及びエスカレーションのフローを定めています。年2回の全体研修会では、セキュリティ・ポリシー等の再確認研修を実施し伝達と意識の徹底を図っています。また、物理PCと仮想PCの双方のモニタリング及び棚卸を一定の時期に実施するなど、テクノロジー資源の棚卸を毎年実施しセキュリティに最大限配慮しつつ効果的かつ効率的な活用を図っています。



④ 電子監査調書システム（CaseWare）

2020年から上場会社等の監査で導入している電子監査調書システム（CaseWare）については、監査調書を電子的に作成し、整然かつ明瞭に管理し、アーカイブできる仕組みを構築しています。他方で、電子監査調書システムを使用していない監査業務についても、証憑や監査調書のPDF化をしつつ、紙印刷物の五感への訴求力との調和を図っています。



⑤ VDI（仮想デスクトップ）の導入

当法人ではPC紛失等による情報漏洩を防止するため、2020年よりAWSのWorkSpacesによるVDI（仮想デスクトップ）を導入しています。専門要員全員がAWSのWorkSpaces上での業務を実施しており、IT管理部での集中管理を実現しています。



⑥ その他のIT基盤の整備

監査業務の品質管理の向上や業務の効率化のため、ITの教育及び投資を積極的に行い、IT基盤の整備・運用・充実を進めていく方針です。セキュアな状況でのAIが利用できるChat Sense、分析ツールであるTHUMGY Dataの利用、自動突合などが可能なインテリジェント・オートメーションであるDataSnipperのトライアル運用、一部で導入している電子確認状システム（Balance Gateway）の導入拡大なども含め、今後も新しいIT技術も活用しながらIT基盤の整備・運用・充実を進めていく予定です。



06

財務基盤

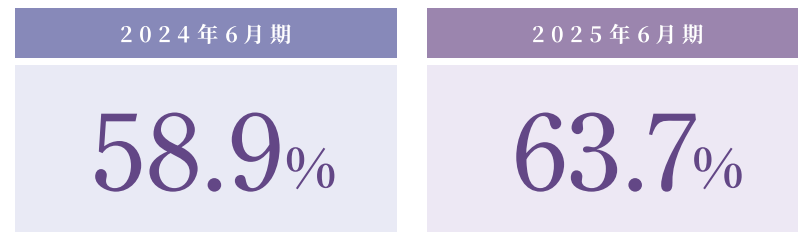
Financial base



① 財務指標

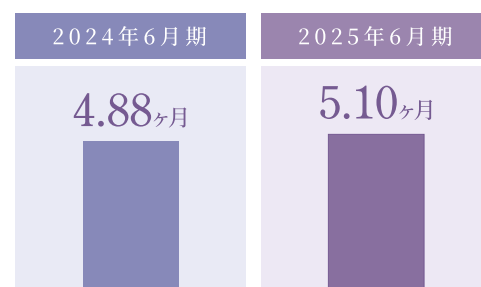
財務の安定性及び健全性を示す指標は以下のとおりです。

1. 自己資本比率



2. 現預金保有割合

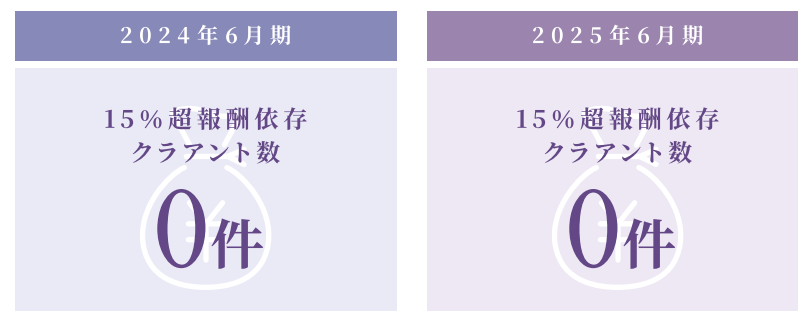
当法人の現預金保有割合（期末現金及び預金残高が業務費用の何ヶ月分に相当しているかの割合）は、右記のとおりです。



② 報酬依存度

特定の監査クライアントからの報酬が法人収入全体に占める割合が高い場合、独立性や事業継続に関するリスク等が問題となる可能性があります。

報酬依存度が15%を超えるクライアントはありません。



07

国際対応基盤

International support infrastructure



① 国際的グループへの加盟

当法人は、国際的な会計・監査の動向を主体的にキャッチアップするために、BKR Internationalに加盟しております。日本公認会計士協会の倫理規則に定めるネットワークには加入しておらず、包括的な業務提携等も行っておりません。

BKR Internationalは、世界80カ国160以上の会員ファームが加盟しており、メンバー向けに監査、税務、フィナンシャルアドバイザー等に関する情報を提供しています。当法人は、BKR Internationalが提供する各種情報の収集やオンラインによるセミナーの受講等が可能となっています。また、メンバーには年2回の国際会議（世界会議と地域会議）が企画され、出席者の交流の場が設けられています。

2024年10月にはBKR Internationalの世界会議が東京で開催されました。世界会議では30カ国、70の会計事務所、190人が参加し、2日間に渡り様々なビジネスセッションが実施され、参加者は活発な議論を通して交流を深めました。また、2025年6月にインドネシアで開催されたBKRアジアパシフィック地域会議にも参加し、様々な地域の会計専門家とのディスカッション等を実施し、世界的なネットワークの構築を図っています。



② 国際業務の対応

グループ監査の対応として、関与先の海外子会社の監査人とのコミュニケーションには、英文の監査指示書を用いた文書による指示だけでなく、メール及びオンライン会議等により、十分なコミュニケーションを図っています。これには、外国語に堪能な専門要員が対応しております。また、必要に応じて現地を訪れて現地の監査人との面談をしています。

国際業務の品質管理向上の観点から、国際部のメンバーが国際業務に関連する英文書式等の作成に関与し、英文関係の審査にも協力する体制を整えております。また、コミュニケーションに必要な英語については、インターナショナルスタッフが中心となって法人内での研修を実施しております。

監査法人のガバナンス・コードの対応状況

Audit firm compliance with the Governance Code

原則1	監査法人が果たすべき役割 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
-----	---

指 針	対 応 状 況
1－1． 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	(トップの姿勢) 当法人では、構成員による自由闊達な議論を通して共通の価値観を認識し相互啓発することで、組織として会計監査の品質を向上させることを目指しています。理事長は、ホームページ等において会計監査の品質の向上を目指すというトップの姿勢を示すとともに全体研修や定期的な面談等で構成員に周知しています。 ▶ Comply Chapter1 法人概要 監査品質向上に向けて
1－2． 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	(経営理念・行動指針) ホームページにおいて、経営理念や行動指針を示すとともに全体研修や定期的な面談等で構成員に周知しています。 ▶ Comply Chapter1 法人概要 PURPOSE・MISSION・VISION・VALUE
1－3． 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	(動機付け) 当法人は、人的資源に関する基本方針のもと人事評価制度、教育研修制度を整備運用することにより、構成員の専門性・士気の向上、法人へのコミットを高めています。 ▶ Comply Chapter4 人的基盤 人的資源に関する基本方針 人事評価制度 教育研修制度
1－4． 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	(開放的な組織文化・風土) 当法人では、構成員による自由闊達な議論を通して共通の価値観を認識し相互啓発することで、組織として会計監査の品質を向上させることを目指しています。また、研修会、インフォーマルなイベント等交流の機会を増やす等をして、開放的な組織文化・風土を醸成しています。 ▶ Comply Chapter4 人的基盤 教育研修制度 その他
1－5． 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	(非監査業務) 当法人では、原則として監査業務のみを行っております。ただし監査に付随する非監査業務の依頼があった場合には、当法人の理事会において内容・期日・人員・独立性等を慎重に検討して受嘱の可否を判断しています。また、非監査業務を行うことは視野を広げるよい機会であり、それが監査業務にも生かされると考えていることから、構成員の兼業・副業を認めております。ただし、利益相反や独立性については、抵触していないことを定期的に確認するようにしています。 ▶ Comply Chapter2 品質管理基盤 職業倫理の遵守及び独立性の確保
1－6． 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当法人は、日本公認会計士協会の倫理規則に定めるネットワークには加入していません。また、包括的な業務提携等も行っておりません。ただし、国際的な会計・監査の動向を主体的にキャッチアップするために、BKR Intenationalに加盟しています。 ▶ Comply Chapter7 国際対応基盤

原則2	組織体制 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。
-----	--

指 針	対 応 状 況
2－1． 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は、監査業務遂行にあたり適切な規模を維持しており、組織運営の肥大化、複雑化のデメリットが生ずる状況にはありません。日常業務の運営方針は理事会の合議で機動的に決定し、重要規程の改廃や社員の選任等の重要事項は社員会で決定しています。 ▶ Comply Chapter3 組織・ガバナンス基盤
2－2． 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ■ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ■ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間で率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ■ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ■ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	(審査・品質管理体制) 当法人では、審査担当社員が監査計画の立案・監査意見の表明等の監査業務を審査しており、すべての監査意見は審査を経て表明されます。また、品質管理部及び内部監査室が品質管理システムの整備運用状況を定期的にモニタリングし、監査業務の実施状況については定期的に検証しています。 (社員会・理事会) 社員会はすべての社員で構成されており、理事会はこのうちの一部で構成されています。社員の加入にあたっては、監査実務に精通しているのみでなく、マネジメントやコミュニケーション等の能力の有無についても十分な検討を行っています。審査担当社員と業務執行社員の間に意見相違があるときには、理事会で協議して解決しています。社員会は原則として年1回、理事会は原則として毎月1回開催していますが、必要な場合には臨時に開催して重要事項の決議や業務内容の報告を行い、組織的な運営を確保しています。 (ITの有効活用) 当法人では、大部分の監査調査はパソコンを利用して作成しており、被監査会社の電子データを対象にした仕訳テストの実施や、電子調査化を進めています。また、AI等の日々進歩するテクノロジーについても積極的に導入を進めています。 ▶ Comply Chapter2 品質管理基盤 ▶ Comply Chapter3 組織・ガバナンス基盤 ▶ Comply Chapter5 IT基盤
2－3． 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを助案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	(社員の加入) 社員の加入については、最高意思決定機関である社員会において、社員の一定数以上の同意をもって行われています。各社員は、加入する社員の専門的な能力や誠実性、貢献意欲、担当業務の遂行状況など総合的に助案して同意するか否かを判断しています。 (理事の選任) 最高意思決定機関である社員会において、理事を選任しています。任期は2年と定めています。 ▶ Comply Chapter3 組織・ガバナンス基盤

原則3	組織体制 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
-----	--

指 針	対 応 状 況
3－1． 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	(監督・評価機関) 当法人では、現時点では独立した監督・評価機関は設置していませんが、経営に関する意思決定機関である理事会を監督・評価する機能として、内部監査室が経営機能の実効性を監督・評価しています。また、独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価してもらうため、外部アドバイザー(弁護士)に理事会への出席を依頼しています。 ▶ Comply Chapter3 組織・ガバナンス基盤
3－2． 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	(独立性を有する第三者) 当法人では、独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する第三者の知見を活用することとし、外部アドバイザー(弁護士)が理事会に出席し、より健全な法人運営を実行しております。 ▶ Comply Chapter3 組織・ガバナンス基盤

3－3． 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ■ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ■ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ■ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ■ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ■ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ■ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の役割は以下の通りです。 (内部監査室の役割) ・理事会の実効性に関する評価 ・品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス (独立性を有する第三者の役割) ・内部監査室の評価結果の報告を受けて理事会等への助言・提言 ・独立性を有する第三者独自の視点での理事会の実効性向上に資する助言・提言 ▶ Comply Chapter3 組織・ガバナンス基盤
3－4． 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	(情報提供) 内部監査室長及び外部アドバイザーに対しては、理事会の議案を事前に送付しています。内部監査室長は社員であるため、理事会の議案及び議案に関する説明資料を事前に共有サーバーで閲覧することができるようになっています。 ▶ Comply Chapter3 組織・ガバナンス基盤

原則 4	業務運営 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
-------------	--

指 針	対 応 状 況
4－1． 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	(法人内の意見交換) 当法人では、業務執行社員と専門職員は高い頻度で往査を行い、検討課題や被監査会社の状況に関して討議することで、必要な情報を適時に共有しています。また、当法人内において、会計監査の品質向上に向けた全体研修や意見交換を積極的に行っています。 ▶ Comply Chapter4 人的基盤 教育研修制度
4－2． 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	(教育・訓練、評価) 専門要員の教育・訓練は、当法人が定める「品質管理規程」等に従って、継続的専門能力開発制度への参加及び一定以上の履修単位の義務付け、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの実施などを行っております。専門要員の評価については、誠実性や公正性、品質管理及び職業倫理の遵守状況、貢献意欲と担当業務の遂行状況、専門的能力、専門知識の習得状況、協調性等をアンケートによる評価表、面談等により総合的に勘案して評価しております。 ▶ Comply Chapter4 人的基盤 人事評価制度
4－3． 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ■ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ■ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ■ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ■ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	(配員) 監査責任者の選任は、理事会決議により行っております。監査チームの編成は、各監査責任者の判断に任せており、監査責任者が責任を負うこととしております。また、監査チームの編成にあたり、能力、経験、独立性を有し、十分な監査時間を確保できる実施者を選任しております。 (研修) 継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるため、教育研修を実施しています。 (評価) 専門要員の評価については、会計監査に関する幅広い知見や経験なども考慮しています。 ▶ Comply Chapter2 品質管理基盤 ▶ Comply Chapter4 人的基盤
4－4． 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	(意見交換) 当法人では、被監査会社のCEO・CFO等の経営幹部との間で定期的に深度ある意見交換を行うとともに、必要に応じて個別のテーマに関する意見交換を行っています。また、監査役等とは、監査上のリスクや検出された留意事項等について議論を尽くしています。さらに、監査現場における会社担当者とも十分に意見交換や議論を行っています。 ▶ Comply Chapter2 品質管理基盤
4－5． 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	(内部通報制度) 当法人では、内部通報制度を設けています。品質管理規程において、通報を受け付ける担当者を品質管理担当責任者とし、当該品質管理担当者はその内容を理事会に報告すると定めています。理事会で協議し、適切な措置を講じることとしています。 ▶ Comply Chapter2 品質管理基盤

原則 5	透明性の確保 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
-------------	--

指 針	対 応 状 況
5－1． 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当法人のホームページに「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を掲載することで、資本市場の参加者等が評価できるようにしている。 ▶ Comply Chapter2 品質管理基盤
5－2． 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ■ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ■ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ■ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ■ 監査法人における品質管理システムの状況 ■ 経営機関等の構成や役割 ■ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ■ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ■ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) ■ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ■ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ■ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ■ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の作成にあたり、左記事項を考慮しています。
5－3． グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ■ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ■ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ■ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ■ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	(グローバルネットワーク) 当法人は、国際的な会計・監査の動向を主体的にキャッチアップするために、BKR Internationalに加盟しております。日本公認会計士協会の倫理規則に定めるネットワークには加入しておらず、包括的な業務提携等も行っておりません。BKR Internationalは、世界80カ国の160以上の会員ファームが加盟しており、メンバー向けに監査、税務、フィナンシャルアドバイザー等に関する情報を提供しています。 ▶ Comply Chapter7 国際対応基盤
5－4． 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人では、ホームページにおいて「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を掲載し、より具体的な内容について定期的に被監査会社の経営者や監査役等に説明しています。
5－5． 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	内部監査室が本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価しています。 ▶ Comply Chapter2 品質管理基盤
5－6． 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や内部監査室の本原則の適用状況に関する評価結果については、理事会で協議し、改善に向けて対応を図っています。 ▶ Comply Chapter2 品質管理基盤



ふじみ監査法人

◆ 東京事務所

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町4-4-3 喜助日本橋室町ビル3階

電話:03-3241-3777 / FAX:03-3241-3774

◆ 名古屋事務所

〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄3-6-1 栄三丁目ビルディング11階

電話:052-241-7067 / FAX:052-262-0452

E-mail:info@fujimi-audit.or.jp

HP:<https://www.fujimi-audit.or.jp>